

JET 参加者日本語能力試験受験料助成事業要綱

一般財団法人 自治体国際化協会

(目的)

第1条 本事業は、継続的に日本語を学習している JET 参加者を対象者として、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）が日本語能力試験の受験料を助成することにより、任用団体が求める日本語能力（N1～N3）の向上につなげ、職場でのコミュニケーションの円滑化及び地域レベルでの草の根の国際化を推進させることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 助成事業年度と同一年度内に受験した者
- (2) 日本語能力試験 N1、N2 又は N3 のいずれかに合格した者
- (3) 日本語能力試験受験時点で、JET プログラムに参加している者
- (4) 日本語能力試験の受験レベルに対し、過去にその同位および上位レベルを合格していない者
- (5) 日本国内の会場で受験した者
- (6) 日本語能力試験の受験費用を自身で負担した者
- (7) 銀行振込時に、日本国内に振込受領可能な銀行口座を持っている者

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、協会が適当と判断したものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、1人当たり1回の合格につき6,500円とする。

(助成の申請)

第5条 助成申請者は、「助成申請書」（日本語能力一様式1 JLPT-Form 1）に必要事項を記載のうえ、本人宛の払込証明書の原本、日本の金融機関の本人名義の預金通帳の見開き部分（必要な場合、キャッシュカード）のコピー及び日本語能力試験合否結果通知書のコピーを添付して、協会が別に定める期日までに協会に提出する。

(助成の決定等)

第6条 協会は、提出された「助成申請書」の内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否を決定し、助成申請者に通知する。

(支給方法)

第7条 協会は、申請者の指定する口座に助成金を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は協会が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。